

パートタイム労働者と社会保険

パートタイム労働者に対する社会保険の適用は、①勤務時間と②勤務日数で、両方とも一般社員の4分の3以上であれば被保険者とするのが妥当とされています。

① 勤務時間

1日の所定労働時間が、一般社員のおおむね4分の3未満（一般社員の労働時間が1日8時間とすると、6時間未満の場合）であれば被保険者となりません。

または、日によって勤務時間が変わる場合は、1週間をならし、所定労働時間のおおむね4分の3未満であれば被保険者とならなりません。

② 勤務日数

1か月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3未満（一般社員の所定労働日数が25日とすると、18日未満の場合）であれば被保険者となりません。

※ これらは一つの目安であり一律にこれに当てはめて機械的に決められるのではなく、就労の形態・内容を総合的に考えて判断されることもあります。

◎ 実際の社会保険総合調査では・・・

① 就業規則・雇用契約書に定められた労働時間で判断されます。

○ 就業規則は常時使用する労働者が10人以上であれば作成・提出義務があります。

就業規則に始業・終業の時刻、休憩時間、休日については必ず記載しなければならない。（労基法第89条）

↓ 農業の場合は・・・

農業の場合これらが適用除外とされており、1日8時間以内、1週40時間以内にする必要はない。（労基法第41条）

○ 雇用契約書（雇い入れ通知書）等により労働条件を文書で明示する義務があります。（労基法第15条）

② タイムカード・出勤簿等で実態により判断

※ **対策ポイント** …… 時間的に余裕を持った就業規則を作る。
仮に一般社員が1日8時間と定めると4分の3で6時間以内でなければ社会保険に加入する必要があるが、一般社員が1日9時間であれば4分の3で6時間45分以内であれば被保険者となりません。

労働保険・社会保険の適用事業

	労災保険法	雇用保険法	健康保険法	厚生年金保険法
保険者	政府		<ul style="list-style-type: none"> ・政府 ・健康保険組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府 ・厚生年金基金
強制適用	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者を使用する事業 ・個人事業主が農業関係特定作業従事者として特別加入した場合は、5人未満であっても労働者を雇用する限り、強制適用になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者を雇用する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ①国、地方公共団体、法人で常時従業員を使用する事業所 ②下記の②の事業で常時5人以上の従業員を使用するもの 	
任意適用	<p>個人事業主の行う次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)林業の事業で、常時には労働者を使用せず、1年以内の期間の使用労働者延人員が300人未満のもの (2)常時5人未満の労働者を使用する次の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農業、畜産、養蚕の事業で、主として一定の危険有害な作業を行わないもの ・水産の事業で、 <ul style="list-style-type: none"> ①総トン数5トン未満の漁船 ②主として河川、湖沼、特定水面 	<ul style="list-style-type: none"> 常時5人未満の労働者を雇用する個人事業主の行う次の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・林業 ・農業 ・畜産 ・水産の事業 	<p>個人経営の事業所で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農林・畜産・養蚕・水産、一部の対個人サービス業の事業所(人数制限なし) ②上記以外の事業の事業所で5人未満のもの 	